

業 務 の 名 称	流域デジタルツインにおけるデータ連携技術に関する研究開発
業 務 概 要	本研究は、流域デジタルツインの実証実験基盤である「流域治水デジタルテストベッド」の整備上必要な技術のうち、データ連携技術を対象として、①既存技術の調査・課題分析 ②データ連携に必要な諸機能の検討・試作 ③データ連携の仕様検討による研究開発を行うことを目的とする。 本研究の全体の研究期間は、令和5年度から令和7年度までを想定しており、令和6年度は、②-2 データ連携に必要な諸機能の試行 ③-1 データ連携の仕様検討について研究を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 国土技術政策総合研究所長 福田 敬大 茨城県つくば市旭1番地
契 約 年 月 日	令和6年9月2日
契 約 業 者 名	建設技術研究所・富士通共同研究体
契 約 業 者 の 住 所	東京都中央区日本橋浜町3-21-1
契 約 金 額（税 込 み）	¥49,962,000
予 定 価 格（税 込 み）	¥49,962,000-
随意契約によることとした理由	本委託研究の実施にあたっては、国総研に十分な知見のない、データ連携技術に関する研究開発に必要な先進的かつ高度な知見等が必要であり、これらが研究の成果に密接に関係することから、建設技術研究所・富士通・PwCコンサルティング共同研究体を特定法人として参加者の有無を確認する公募方式により公募を行ったところ、特定法人以外の者から参加意思確認書の提出があり、応募要件を満たすと認められた。従って、特定法人と上記機関に対して研究計画書の提出を要請した。特定法人からは研究計画の提出がなかったと同時に、上記機関から研究計画の提出があったため、提出された研究計画の審査を行った。 その結果、上記機関は、本委託研究の研究計画を提出した唯一の機関であり、また、研究実施方針、研究実施体制、研究実施方法及び成果イメージを総合的に評価した結果、本委託研究を実施するうえで必要な能力が十分に備わっていることが確認された。 以上の理由から上記機関を選定し、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定により、随意契約するものである。
業 務 場 所	茨城県つくば市旭1番地
業 種 区 分	-
履 行 期 間（自）	令和6年9月3日
履 行 期 間（至）	令和7年3月21日
落 札 率	-
再 就 職 の 役 員 の 数	-
備 考	